

令和3年12月1日

「Sで始まるCAGE Codeを刻印した製品等について」

防衛装備庁では、企業において、令和2年10月以前に取得したSで始まるNCAGE Codeを刻印した銘板や鋳造品等の製品及び当該製品に関連する製造図面等（以下「SCAGEの製品等」という。）を使用して、装備品等の製造を行っていることを確認しております。

SCAGEの製品等につきましては、経済的合理性や事業の継続性等の観点から、Jで始まるNCAGE Codeへの切り替えが困難な場合は、SCAGEの製品等を継続して使用することは差し支えありません。

ただし、SCAGEの製品等の恒久的な使用を容認するものではありませんので、次期装備品等の切り替えを行う際は、Jで始まるNCAGE Codeへの切り替えを適切に行うようお願い致します。